

# 第 13 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 6 年 7 月 5 日（金）午後 1 時 30 分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
- 議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係  
（所有権移転）について
- 議案第 2 号 農地審議 農地法第 4 条関係について
- 議案第 3 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
- 議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法  
利用権設定各筆明細について
- 議案第 5 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法  
農地中間管理事業利用権設定  
各筆明細について
- 議案第 6 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法  
農地保有合理化事業について
- 4 協 議 事 項
- ①農地利用状況調査（農地パトロール）の日程について
- ②違反転用について
- ③農地あっせん事業について
- ④農地借受け買受け希望について
- ⑤中間期研修について
- ⑥地域計画について
- ⑦その他
- 6 そ の 他
- ①当面の日程について
- ②その他

7 出席農業委員（11人）

堀 敬一	倉田明彦	征矢昌博	小林美晴
唐木義秋	原 聡美	太田和也	唐澤 忠
城田忠志	伊藤良夫	唐澤喜廣	

8 欠席委員

--	--	--	--

9 議事録署名委員

小林美晴	唐木義秋
------	------

10 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	酒井 明	唐澤英樹
------	------	------	------

11 出席事務局職員

事務局長	有賀正浩	事務局次長	清水栄子
事務局	山口美咲	農政係長	鈴木達也
事務局	小町谷 悠		

伊藤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席状況でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員それぞれ、全員が出席されております。会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。ただ今から第13回農業委員会の総会を開会致します。</p>
唐澤会長	会長挨拶
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、唐澤会長に議長となつていただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、小林美晴委員と唐木義秋委員を指名します。</p>
事務局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告</p> <p>6件 33筆</p>
議長	<p>報告事項①については、全て家族間の相続の関係になります。質問・ご意見等ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>質問等なければ、報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出につきまして、受理するという形でよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出について、番号6-18から番号6-23まで、6件33筆を受理と致します。</p>
議長	<p>報告事項は以上となります。</p>
事務局	<p>2 議事</p> <p>議事に移ります。</p> <p>議案第1号 農地審議 農地法第3条関係(所有権移転)についてを議題と致します。</p>
議長	<p>朗読 上程</p> <p>2件 2筆</p> <p>はい。では、議案第1号 番号6-6の案件については、私から補足説明をさせていただきます。現在、農振除外の申請をしている場所でございますが、その土地へ入る進入路をつくるため、譲渡人の[ ]所有する農地と譲受人の[ ]土地を交換するというところで話が進んでいたものでございます。特に問題はないかと思いますが、ご意見・ご質問等ござ</p>

<p>委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>いましたらお願い致します。 (特になし) 質問等なければ、こちらの案件を可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) はい。それでは、議案第1号 番号6-6の案件を可といたします。 続いて、番号6-7の案件について、酒井文代委員から補足説明をお願い致します。</p>
<p>酒井文代委員</p>	<p>こちらは、以前に宅地分譲したいということで転用申請が出された案件に接している土地でございます。既に分譲の方は始まっていて、今回のこの土地もそちらへ接しているために宅地にしようとして計画がされていましたが、譲受人[ ]から、家庭菜園をするためにこの土地を売って欲しいという要望がありまして、[ ]農地のまま取得することとなりました。農業者ではありませんが、[ ]ちょうど近い場所に農地を探しておられたところでありまして、話が纏まりました。特に問題はないかと思いますので宜しくお願い致します。</p>
<p>議 長 酒井文代委員 議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>はい。ありがとうございます。こちらは、現状は田圃なのでしょう。地目は田ですが、ここ数年はずっと畑地になっていました。 他に、質問等ございますでしょうか。 (特になし) 質問等なければ、こちらの案件を可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) はい。では、こちらの議案第1号 番号6-7の案件を可と致します。 続きまして議案第2号に移ります。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読 上程 1件 1筆</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。それでは、番号1の案件について、酒井文代委員から補足説明がありましたらお願いします。</p>
<p>酒井文代委員</p>	<p>はい。こちらの案件は、建築を始める状態になってから、この土地がまだ農地だったということに施主さんが気づかれたということになります。また、[ ]農地法第4条の許可が出されている西側部分についても、申請者[ ]が境界を誤解されていたこともあったようでして、今回、報告事項にもありました相続と併せ、この転用申請が出された形となります。尚、東側の農地との境界についても地主の方と話をさせていただいております。建築する住宅は平屋でありますし、陽当たりについても問題はないかと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。報告事項にありました相続との関連も含め、こちらの案件について、ご意見、ご質問ございますか。</p>

委員一同 議 長	(特になし) ありませんか。ご意見等ないようでしたら、こちらの案件について、可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) では、議案第2号 農地法第4条関係についての案件を可と致します。続いて、議案第3号に移ります。議案第3号 農地法第5条関係についてを議題と致します。事務局から説明をお願い致します。
事 務 局	朗読 上程 2件 3筆
議 長	はい。それでは、番号1の案件から審議します。番号1の案件につきまして、小林美晴委員から補足説明がありましたらお願い致します。
小林美晴委員	はい。譲渡人[ ]は[ ]にお住まいでして、[ ]草刈りに来ることができないということで、数年前から草も伸び、遊休農地の状態になっていたところになります。後継者もいらっしやらないということで、譲受人[ ]が譲り受け、貸事務所を建築する計画となっています。周辺は、いくつかの企業やその駐車場などが立ち並んでいるエリアとなります。宜しくお願い致します。
議 長	はい。番号1の案件は、貸事務所を建てるという内容でございますが、遊休農地となっていた背景もあるようでございます。ご質問・ご意見等、ございますか。
唐木義秋委員	説明資料に、第3種農地で都市計画法に定める用途地域内とありますが、「用途地域」とはいかなるものになりますでしょうか。
事 務 局	はい。南箕輪村で定める都市計画図があり、その中で「用途地域」が定められています。ですので、そのエリア内であれば「用途地域内」ということになります。次回総会時に、色分けがされた図面の方をお示しさせていただきたいと思っております。
唐木義秋委員	分かりました。
議 長	次回、図面の配布をお願いします。他に、ご質問ありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	質問がなければ、こちらの案件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。それでは番号1の案件を可と致します。続きまして、番号2の案件について、酒井明委員から補足説明をお願いします。
酒井明委員	こちらは、前回の農振除外の際に審議された土地になりまして、農振除外された後に、次に転用の申請がされた形です。内容については農振除外の時と同じ計画になり、平屋の建物となりますので特に問題はないかと思っております。
議 長	はい。農振除外された土地になり、図面等はその審議の際に示された計画

委員一同 議 長	と同じ内容であるという補足説明でございますが、質問等ございますか。 (特になし)
委員一同 議 長	では、可としてよろしいでしょうか。 (異議なし)
事務局 議 長	はい。それでは、番号2の案件についても許可と致します。 議案第3号 農地法第5条関係は以上となります。 続きまして、議案第4号に移ります。議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題と致します。
事務局 議 長	朗読 上程 1件 1筆 はい。[REDACTED]が、これから農業経営を拓げていくということのようでございます。皆さんからのご質問・ご意見ございますか。
委員一同 議 長	(特になし) 質問等なければ、こちらの案件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) はい。それでは議案第4号 番号6-44の案件を可と致します。
事務局 議 長	続いて、議案第5号となります。 議案第5号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業利用権設定各筆明細について、事務局より説明をお願いします。
事務局 議 長	朗読 上程 3件 7筆 はい。議案第5号は中間管理事業に関する議案ですが、皆さんの方から、質問・ご意見ありますか。
委員一同 議 長	(特になし) ありませんか。それでは、これらの案件について可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) では、議案第5号 番号6-45から番号6-47の3案件を可といたします。 続きまして、議案第6号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題とします。
事務局 議 長	朗読 上程 4件 10筆 はい。農地保有合理化事業について。番号6-48から番号6-50については開発公社からそれぞれ、[REDACTED]へ売り渡すということで事務局にて対応していただいた案件でございます。ご質問等、ございますか。
委員一同 議 長 委員一同	(特になし) では、こちらの3案件について、可としてよろしいでしょうか。 (異議なし)

議 長	では、議案第6号 番号6-48 と番号6-49、番号6-50 についてを可とします。続きまして、番号6-51 について、酒井文代委員から補足説明ございますか。
酒井文代委員	特にありません。
議 長	補足説明はないということです。番号6-51、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> から開発公社へ売り渡しをするという内容のものですが、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。では、こちらも可とし、議案第6号につきましては、4案件すべてを可として進めてまいりますので、宜しくお願いいたします。 議事は以上となります。
	3 協議事項
	①農地利用状況調査（農地パトロール）の日程について
事 務 局	・8月に実施する農地パトロールについて、実施要領案を示し、遊休農地の区分けや実施手順などを説明。併せて今年度の実施日について、前回総会にて提示した事務局案通りの日程で行いたい旨を説明し、協議を依頼。
議 長	・補足説明をする。
事 務 局	・活動の見える化に併せ、誤解や不要なトラブルを避けるため、腕章等の着用、身分証明書の携帯の徹底を依頼。
議 長	私有地に立ち入ることになる場合もあります。身分を明確にするよう心掛け、不満や疑問を持たれないようお願いしたいと思います。
	②違反転用について
事 務 局	・転用許可が下りた後、申請内容とは異なる土地利用を行っている、または転用申請をせずに農業以外の用途で農地を利用しているなど、実例を示しながら違反転用について説明。委員へ注意喚起。
議 長	・補足説明をする。
事 務 局	・申請時における申請者への適切な説明や案内を事務局として心掛ける他、チラシを作成し、委員へも日頃の活動や見守りの際に農業者への案内に活用していただくよう案内。
議 長	違反転用に関しまして、皆さんからご質問等ございますか。
唐木義秋委員	転用許可後、申請時とは異なる用途での土地利用が発覚した場合の事例では、どのような対処が可能なのでしょうか。
事 務 局	地目変更がされてしまっていた場合、農地ではなくなっていますので、農地法による対応はできません。ですが、今回お示しした事例については、今後も同様の違反転用を防ぐ意味もあり、業者を呼んで事情を訊きました。違反転用には罰則もありますので、次回、同じような事例が発生した場合には農地法に則って対応させていただく旨で業者には説明を行いました。
事務局長	私の方から若干、補足させていただきます。農業委員会としては、本来は

<p>議 長</p>	<p>地目変更が行われる前に対処すべきものですので、業者に対しては、今回は厳重注意という形にさせていただきました。もう少し早く違反転用が判明していれば、こちらとしても動きようがあったのではないかと考えております。委員の皆さんにお願いしたいことは、毎日ではなくとも2ヶ月に一度など、定期的に転用申請のあった土地について目を光らせていただく、そんな形で事務局とも情報共有を密にし、違反転用防止に繋げていければと考えています。</p> <p>私たち農業委員としては、自分が業者から説明を受けた案件については、少なくともその進捗を確認する、経過について意識する、監視していく必要はあるのではないかと思います。説明を受けてそれで終わりではなく、毎日ではなくともその横を通ってみて気が付いたようなことがないかを確認する。総会で許可相当となって終わりとするのではなく、案件が完了するまでは責任をもっていただくようお願いしたいと思います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>③農地あっせん事業について 2件 4筆</p>
<p>議 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん選定調書について説明をする（会議資料 P19～P24）</li> <li>・補足説明をする。</li> <li>・協議の結果、全ての案件で特に問題はなさそうなので、可とし、あっせん事業を進めていくこととする。</li> </ul>
<p>事 務 局</p>	<p>④農地買受け・借受け希望について（別添資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しく申し出のあった買受け・借受け希望者、また内容に変更のあった希望者について、事務局作成のリストを示し、詳細について説明。</li> </ul>
<p>議 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補足説明をする。</li> <li>・紹介できる農地、また貸付け・売渡し希望の確認を各委員へ依頼。</li> </ul>
<p>事 務 局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付け・売渡し希望の農地については、地域計画の策定、目標地図の作成が控えているため、リストの公表・村ホームページでの情報公開も一時休止する旨で案内。</li> </ul>
<p>事 務 局</p>	<p>⑤中間期研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員3年間の任期のうち、その中間にあたる時期に実施する中間期研修について説明。その研修内容について、次回総会時にアンケートを行うこと、これまでの傾向では、長野市で行われる農業委員会の長野県大会に合わせた研修を実施している旨で案内。</li> </ul>
<p>議 長</p> <p>唐木義秋委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補足説明をする。</li> </ul> <p>委員の皆さんから、質問等ございましたらお願いします。</p> <p>質問というよりも皆さんへのお願いです。去年の長野県大会も出席されない方がおられました。それぞれの皆さんもお忙しく、予定を組むのは難し</p>

議 長	<p>いかもかもしれませんが、南箕輪村農業委員会の場合、総会等のスケジュールについて早めに提示がされますので、是非、全員の方の出席が叶いますよう、皆さんも心掛けていただきたいと思います。</p> <p>唐木委員からもご意見ございましたが、極力、全員の委員の皆さんにご参加いただくようお願いしたいと思います。</p>
事 務 局	<p>⑥地域計画について</p> <p>6月29日(土)に実施した、沢尻地区での第1回地域計画懇談会について、会場の雰囲気、話し合いやワークショップの内容等、懇談会の結果を報告。併せて、当日会場で実施した出席者アンケートについて、その纏めた資料を提示し、説明。</p>
農政係長	<p>アンケートについては、沢尻の唐澤委員からの要望で実施したものです。補助金に関してのご意見や、高齢化や後継者不足といった課題の提示、中には話し合いができて良かったという好意的なご意見もいただきました。それらのご意見の中で、事務局として言葉が足りず反省しなければいけないと感じたのは、目標地図のエリア選定についてです。説明の中で、目標地図のエリアについて、農地を守るために選定するものという言葉が多く使ってしまったので、そのエリアに入っていない農地については見捨てられてしまっているという印象を与えてしまっていたようです。地域計画に含めない農地について、その農地をお持ちの農業者にとっては自分できにかしていくしかないとの感想を持たれていました。当然、村としても農業委員会としても、目標地図のエリア外の農地についても同様に捉え、エリア内の農地と同じ農業振興に供する大切な土地という考えでいますけれども、今後、その点についても南箕輪村全体の農業振興という視点で丁寧な説明をしていかなければならないと痛感致しました。</p>
唐澤忠委員	<p>懇談会への参加人数を増やそうと、大口の農業者の他、日々の活動でもお会いした農業者に対して出席を呼びかけました。結果、当日は18人の農業者に出席いただきましたが、参加率は低かったと感じています。やはり、10年先の農業の姿など、そんな先のことは分からないと、皆さんまだ危機感を持ってはいないのではないかと、また、政府の掲げた地域計画の策定では、農業を守ることはできない、国の方向性と現状があまりにもかけ離れていると感じ、参加率が低調だったのではないかと考えています。今後は、案内文を工夫するなどして出席率を上げ、地域の中でできる農業施策、農業振興の手段を話し合っ方向性を見出すことが必要だと感じました。</p>
菅家美果委員	<p>当日の具体的な内容についてはありませんが、懇談会、ワークショップの進め方に課題を感じました。私たち農業委員はワークショップの進め方が解っているので、纏めていく係を農業委員が分担して行えば、もう少しスムーズに進行できるのではないかと思います。</p>
酒井明委員	<p>農業をやる気があっても、「水」を利用する制限という課題がついて回ります。</p>

菅家美果委員	<p>す。土地改良区や水利組合の役員に懇談会に出席していただけると、当日も話がしやすいのではないかと感じています。また、先程から出ていますけれど、国の方策が具体的に決まっていな中で、ただエリアを決めて農業を頑張れと言われても、私たちとしても説明しにくい話ではあると思っています。</p>
農政係長	<p>先日、JAの方とお話する機会がありました。野菜は野菜、果樹は果樹など、その場所を特定の作物を作るエリアとして纏める、また別の場所を酪農のエリアなどとし、それぞれに区別して纏めることで、新規就農者へも農地をあっせんしやすくなるという話をお聞きして、成程と思いました。ただ、村だけではなく他市町村との兼ね合いもありますので難しいことかとは思いますが、そういった意見もあるということで、お話ししました。</p>
事務局長	<p>菅家委員のお話については、非常に大事な事柄でもありますので、今後地域計画の策定を進めていく中では、その点も考慮していく必要があるかと思っています。今後、このエリアは酪農家の方が利用し、また別のこのエリアは果樹農家の方が利用するというように、その点を含めた考えの中で地域で話し合い、それぞれの耕作者を決めていっても良いのではないかと考えています。</p>
議 長	<p>そう簡単には進まない難しい課題ではあります。土俵に乗せることはできるかもしれませんが、恐らく、この3月までに纏める計画の中で答えを出すことは無理かと思われます。ただ、この計画は毎年見直しができるものでありますので、今、農政係長からの話にありましたように、今後、その課題も考慮していかないといけないのかなと思っています。JAさんでもアスパラ団地を作りたいが、中々場所が見つからないと悩んでいるようですので、これがきっかけになるかもしれません。</p>
唐木義秋委員	<p>来年3月に計画を策定した時点で、近隣の市町村とは計画の突合せが必要かと思っています。お互いにどのような考えで計画を纏めたのか、情報交換をしながら次の計画に反映していく、そんなことはお願いしたいと思っています。</p>
事務局長	<p>懇談会の出席率に関してですが、今回の沢尻地区でだいたい10パーセント程度ですよね。恐らく、どの地区もこの出席率の状況で策定作業を進めなければならないのが現状かと思われます。その結果、できた地域計画がその地区の全体像を反映したものかどうかというのは非常に難しいところではあります。それでも、我々農業委員会に与えられた仕事は全うしたという考え方で良いのでしょうか。それを確認させてください。</p> <p>他の市町村の話もお聞きしているところでは、順調に策定が進展し、様々な会議で事例発表されるような先進的な行政も中にはあります。ですが、現実的には全く進んでいない市町村もあるとも聞いています。やはり、今の南箕輪村のような状況が一番多いのではないかと感じてはいますので、この形で進めていく形で良いのではないかと、責任を果たすことが、取り敢</p>

<p>議 長</p>	<p>えずはできるのではないかと考えています。沢尻地区に関していえば、唐澤委員のお声掛けが実り、大きな規模で営農されている農業者の方には出席していただいています。勿論、小さな規模の農業者を蔑ろにして進めて良い訳ではなく、そのようなつもりで進めてはいませんが、少なくとも主要な農業者の方に出席していただけない状況は避けたいと考えています。出席率を上げていく課題については、委員の皆さんの更なるお力添えをいただきたく、お願いしたいと考えています。手探りではありますが、地域計画についての研修会や、地域計画の検討委員の意見等もお聞きしながら今後、細かい部分を詰めていきたいと考えています。</p> <p>事務局長から補足説明いただきましたが、地域計画の策定というものは来年の3月までにと期限を決められ、嫌だと言っても、そこまでにやらざるを得ないもので、その、ひとまずのゴールに向かってやっていきましょう、ということが現実であります。その時点で内容について不十分と感じる部分があったとしても、それは今後、再構築していき、補足を重ねてより完璧に近いものにアップデートしていけば良いものです。理想は青地のエリアがそのまま目標地図のエリアになることですが、集落接続が進みそうな3種農地の青地については、今後、除外が進む可能性もあるので、その農地は除いてエリアを作れば良いと考えています。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>それならば、地域計画のエリアについては、わざわざここからここまでとするのではなく、今の青地のエリアをそのまま内包する形で決めてしまい、3種農地のみ除外する形で地図をつくっても良いのではないのでしょうか。</p>
<p>農政係長</p>	<p>青地について補足させていただきますが、青地は、農振農用地として、農振法という別の法律の中で1筆ごとの管理をしています。ですが、地域計画の中の目標地図というのは、南箕輪村で守るべき農地について地域の方からの意見を聞きながら決めていくエリアであり、農振エリアとは別の、青地の取り扱いとは別物となるものです。農振エリアの青地は、はっきりと、その土地を農業に供するものとして正常に利用するために、転用にも制限を掛けて農地として強く保護してくださいと決められたものですが、地域計画の目標地図は、地域の方が話し合っ決めて、10年後に誰がどのように耕作するのかという将来の地図、将来目標となるものですので、何かしらの制限を設けるものではなく、農地を守る法的な規制がある計画ではありません。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>時代が進み、昔は農地だったところが宅地化され、農振地域としたままで良いのかと感じるエリアが随所にあります。「地域計画」や目標地図の作成は、その矛盾を是正するためのものであると、私は考えていました。目標地図は、青地のエリアの中に作るものではないのですか。</p>
<p>農政係長</p>	<p>優良農地が青地として農振エリア内に纏まっていますので、結果的に、目標地図のエリアが農振エリアを中心として決まっていくということです。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>農地を守る大きな枠組みは変わらないのであれば、目標地図というのは、</p>

<p>議 長 唐木義秋委員</p>	<p>10年後の耕作者を決めて将来像を描く、言葉は悪いですが、ただそれだけのものということで、それを決めていくのは、地域の割程度の農業者であると。細かく話し合って皆で決めたという実績が必要だという理屈は解りますが、それだけのものであるならば、農業委員会の中だけで決めてしまった方が早くはないですか。</p> <p>話し合いを行ったということが重要ではないでしょうか。</p> <p>それであれば、手順や進め方をしっかりと決めて、それに則って臨む方は私はやりやすいと感じます。</p>
<p>議 長</p>	<p>他の皆さんからも意見を伺いたいので、少し休憩を入れてから会議を進めたいと思います。</p> <p>(15:10 休憩 15:15 再開)</p>
<p>議 長 唐澤英樹委員</p>	<p>それでは会議を再開したいと思います。それぞれ、どんなことでも結構です。思っていることを一言ずつでも構いませんので、お願いできますでしょうか。</p> <p>難しく考えずに、青地の中にエリアを決め、その中で10年後の耕作者をある程度決めていくというスタンスで良いのではないのでしょうか。</p>
<p>酒井明委員</p>	<p>先月の総会で、目標地図に含むメリットやデメリットの話がありましたが、地域計画の策定というのは、補助金の条件なども絡め、今後、その農地で本当に農業を続けていく意思があるのかどうか、それを確認するためのものではないだろうかと感じています。</p>
<p>城田忠志委員</p>	<p>10年後の姿とは言いますが、3年後にはどうなっているか分からない農地がたくさんあると思います。取り敢えずは青地の中にエリアをつくり、毎年、修正は行えるということですので、その前提で計画策定を進めていったら良いのではないかと思います。</p>
<p>唐澤忠委員</p>	<p>沢尻の中では、青地の農地が15ヘクタール、その中で今回、目標地図のエリアとしたのは10ヘクタールになります。毎年、見直しを行いますので、その中で増やしていければ良いと考えています。</p>
<p>菅家美果委員</p>	<p>沢尻の懇談会でのアンケートを見ていますと、草刈りという単語がたくさん出てきます。草刈りをするだけでも農地を守ることに繋がりますので、そのことを大事に思う考え方が増えてくれると嬉しいと思っています。</p>
<p>太田和也委員</p>	<p>地図をつくること自体は難しくないかと思いますが、実際は虫食いのモザイク状になっている形です。耕作者の皆さんも、もう農業を続けることが難しく借り手を探している方ばかりで、10年後の農業者の数は半分以下になってしまうと考えています。目標地図をつくることでどんなメリットがあるのか、何とも言えないところではありますが、難しく考えて地図作成を進めたところで、5年後にすらその土地を耕作している人たちがどれ程残っているか分からないというのが正直なところではあります。5年後、10年後には</p>

酒井文代委員	<p>農業を辞めてしまう人、その人たちを抽出し、その土地について他の耕作者を探す、期待されている人たちに耕作してもらい、今後はそんな仕事が農業委員会の努めになると思っています。</p>
原聡美委員	<p>田畑地区については農業者も多く、各組織の中心になっている方を呼ぶだけでも多くの人数が集まるものと思われしますので、そのメンバーでの話し合いでも計画は成り立つとは思いますが、10年後の農地を守るためにその将来像を考えるとというのは大前提として、耕作適地の確認、また遊休農地の扱いなど、地域の農地の抱える現状について、皆で集まって話すこと自体が良かったと思えるような結果になるのではないかと感じています。</p>
小林美晴委員	<p>中々難しい問題かと思いますが、私たち農業委員のできることは素案の作成かと思っています。それが最終的なものではなく修正を重ねていくことを前提にしているものですので、その素案を実際に地域で耕作している方たちに示し、皆さんの意見を聞く、地域の中で話し合いを重ねることが必要だと考えています。ただ、大人数での話し合いが良いのか悪いのか、多すぎる意見を纏めていくことは難しく、何の話し合いを行ったのか分からなくなってしまうことにもなり兼ねませんので、人数についても考える必要があるかと思っています。また、先程も意見がありましたが、実効性を高める意味でも水利組合の方などにアドバイザーとして出席していただくことも必要かと思ひますし、あまり大人数にならない規模で話し合いを始めることが大事なのではないかと感じました。</p>
征矢昌博委員	<p>沢尻地区の懇談会では、出席者が1割ほどということでしたが、出席されなかった農業者がどんな考えでいるのかを知りたいと思っています。北殿地区については、中心となってきた農業者は私の父の年代と同じ方々で、そのお子さん方は土地を相続しても農業には従事していません。毎月のように転用申請の相談が来ていますし、懇談会にもどれぐらい出席者があるのか見通せません。他の地区の耕作者も多く、大先輩の方々にどんな説明をすれば良いのか、研修会をしていただかないと分からないことばかりだと感じています。</p>
征矢昌博委員	<p>地区によってかなり状況は異なりますので、今の小林委員の感じていることは良く理解できて、北殿地区は大変だろうと感じています。塩ノ井地区については、以前から地区内の親戚関係の方が協力して引き継ぐ形で耕作を続けてきた農地が多いのですが、それでも伊那市の方が所有されている土地も点在しています。地元の皆さんであれば、声を掛ければ懇談会にも出席してくれると思いますが、他地区の農業者に関しては、恐らく出席することは難しいだろうと感じています。エリアについては、唐澤英樹委員の仰っていた通り、あまり難しく考えずに出席した農業者で決めて良いのではないかと思います。その次の段階については、声を掛けても出席しない、話も聞けないような人たちを実際の耕作者として地図に落とし込んでいく作業は難しくなるだろうと思っています。また、どの農地が青地で</p>

<p>倉田明彦委員</p>	<p>どこが白地なのか、全てを把握している訳ではなく、自分が残した方が良くも思っている農地でも白地の農地がありますので、その優良農地を含めずにエリアを指定することも難しいと考えています。後は、塩ノ井に沿って北原地区に農地を持つ方もいますので、北原地区の取り纏めにどれだけ塩ノ井として協力できるのか、西部土地改良区との兼ね合いもありますので調整が課題になると感じています。</p> <p>久保地区においても、認定農業者や主な農業者の皆さんを集めて話をしていくことは可能かと思いますが、過去には、圃場整備の際に、他地区からの農業者を説得することが叶わなかったこともありましたので、その方々の意見が重要になってくると感じています。時間が限られている中ではありますが、他地区の農業者には多くの筆を所有されている方もいらっしゃいますので、その方々を交えて話をしていく必要があると考えています。ただ、今後、地域の実情も国の考え等も変わり動いていく中で、毎年、変更を加えて修正を重ねていく計画でありますので、あまり難しく考え過ぎないことも頭に入れながら、計画策定にあたっては、地域の農業者、他地区の農業者を含めた話し合いの中で、ある程度こちら側の考えを投げ掛け、議論していくことが一番良いと感じています。</p>
<p>堀敬一委員</p>	<p>久保地区の農地としては、中込線から春日街道ぐらまでの一面ですが、今後、再圃場整備を掛け、水素エンジンのトラクターや自動の田植え機などを導入し、空いた時間でワラビを栽培するなど、そんな夢を描けるような計画ができれば良いと思っています。</p>
<p>伊藤良夫委員</p>	<p>南原地区でいえば、最近、酪農家が一軒、離農したばかりですが、その農地については、先方が既に別の酪農家に譲渡してしまっていました。本当は酪農家以外にも、アスパラ農家などへ農地を紹介したいと思っていますのですが、その農地がないという状況です。青地の中にも虫食いになっている農地が多くありますので、その農地をどのようにしていくのか頭を悩ませています。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。何れにいたしましても、前段、申し上げました通り、来年3月までには地域計画を策定し、その目標地図を作っていかなければなりません。これにつきましては、批判を浴びようが、農業委員がリーダーシップをとって纏めていかなければならないということを肝に銘じていただきたいと思いますので、宜しくお願い致します。</p>
<p>事務局長</p>	<p>これから、地域に出て懇談会を進めていく段階になりますので、方針を決めなければなりません。皆様のご意見をお聞きし、非常に難しいと感じています。それぞれの地区によって状況も違いますし、事務局で統一してこのような形で進めましょうと案を出したとしても、それに対する賛成意見も反対意見もあると思います。次に計画している勉強会については、各地区それぞれの進め方についても検討しなければなりません。いつ懇談会を開催するのか、何回やるのか、話し合いをしてからエリア決めをする</p>

議 長	<p>のか、またその逆とするのか、細かい部分について地区ごとに決めていこうと思っています。事務局で地区ごとのエリアを記した地図を作成し、素案をお示しはしていくつもりですが、お気づきのことがございましたら、遠慮なく仰っていただければと思います。</p> <p>少々時間を掛けましたが、地域計画についての協議は以上にしたいと思えます。</p>
事 務 局 議 長	<p>⑦その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区ごとに行う地域計画の懇談会開催にあたり、事前に行う農業委員会としての勉強会について、その開催日時の事務局案を提示し、協議を依頼。</li> <li>・補足説明をする。</li> <li>・協議の結果、開催日時は7月23日（火）午後2時から。会場については、別途調整し、後日連絡とすることです承。</li> </ul>
事 務 局 議 長	<p>4 その他</p> <p>①当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の日程について説明する。</li> <li>・補足説明をする。</li> <li>・委員それぞれで担当する部分について予定を確認いただくよう案内。</li> <li>・8月は農地パトロールがあること、10月の第16回総会時には、併せて農振除外についての審議があるため開催時間が早まっていることを案内し、留意いただくよう依頼。</li> </ul>
事 務 局 議 長	<p>②その他</p> <p>◇5団体親睦マレットゴルフ大会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月15日（土）に開催されたマレットゴルフ大会について、結果を報告。</li> <li>・補足説明をする。</li> <li>・来年は農業委員会が事務局となり、日程もこちらで決定することとなるため、農業委員には極力参加いただくよう依頼。</li> </ul>
事 務 局	<p>◇タブレットの使用方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の関係でセキュリティを向上させるため、配布したタブレット端末の画面ロックを行っていただくよう各委員へ依頼。操作方法については事務局まで声掛けいただくよう案内。</li> </ul>
議 長	<p>以上で議長の職を解かせていただきます。</p>

伊藤会長代理

閉会

以上を持ちまして、第13回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。

(午後4時00分 終了)

以上、第13回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和6年7月29日

議長 唐澤喜廣

議事録署名委員 小林美晴

議事録署名委員 唐木義秋